

LPA の会からのお役立ち情報

損 害 保 険 の お 話



雪の被害 と 火災保険

今年の冬は、雪が多かったですね。昨年も雪が多かったことは覚えていますか？今年はクリスマスが過ぎたら、どんどん積もったのですが、昨年は12月初旬に降ったら、そのまま根雪になってしまい、とても長い冬でした。

そんな昨年の雪で、我が家に起こった出来事を紹介します。

我が家の隣は空き地のため、空き地側から風が吹きつけます。

すると、反対側の屋根に雪庇(せっぴ)ができます。いつもよりはりのり出した雪庇だなあとは思っていましたが、その下は冬の間、通ることはないの、時々見るだけでした。

春になり、植物や雑草も見え始め、庭の手入れを始めたところ、プラスチック製の破片がたくさん落ちていました。見たこともない破片で、何なのか想像もつかないまま、なんとなく見上げると雪庇

があった屋根が壊れていて、まだ部材がぶら下がっていました。手が届く場所でもなく、慌てて火災保険の証書を探して、保険会社に連絡をしました。業者に見積もりを取り、保険会社に報告し、全額、火災保険で修理することができました。

火事でもないのに火災保険？と思われた方もいると思います。火災保険の補償は、火事の他、雪害、落雷、水害、爆発、盗難など多岐にわたります。建物と家財は、それぞれ契約します。地震や津波の被害は、火災保険では補償されず、地震保険の加入が必要となります。地震保険は単独では加入できません。火災保険の加入が必要です。

賃貸の場合、不動産屋さんなどにより、決められた内容で火災保険に加入することがほとんどです。持ち家の場合、ローンがある間は加入が必要です。ローンがない場合、火災保険は任意になりますが、家屋の損傷は修理が高額になることがほとんどです。

火災保険に加入している方は、どのような事が補償になるのか、確認してみるのもいいかもしれません。

令和3年～令和6年に発生した青森県内の災害による住家被害について

ここでは、住宅に対する被害について青森県が公表している統計を見てみます。

青森県で発生した暴風、大雨、豪雪などの災害による住宅への被害は、令和6年は一部損壊5件、床下浸水5件でした。令和5年は一部損壊1件、床下浸水1件でした。

一方、令和4年は全壊12件、半壊440件、一部損壊283件、床上浸水17件、床下浸水56件でした。令和3年は全壊8件、半壊50件、一部損壊445件、床上浸水2件、床下浸水26件と、令和6年、令和5年に比べ件数が多くなっていました。令和4年は8月に発生した大雨による被害、令和3年は2月に発生した暴風雪と8月に発生した大雨による被害がその大半でした。

災害には、地震のような広範囲に被害をもたらす災害もあれば、竜巻のように局地的な被害をもたらす災害もあり、その被害は様々です。本文にもあるように、どのようなことが補償になるか、確認してみると良いと思います。

器具・容器包装にも、
ポジティブリスト制度があるのをご存じでしょうか？

食品添加物はポジティブリスト制度によって使用できる添加物が記載されており、記載のない添加物は使用できないことは広く知られていますが、ポジティブリスト制度が食品に触れる器具・容器包装にもあることをご存じでしょうか？ポジティブリスト制度は比較的最近の2020年6月1日に施行され、昨年2025年5月31日に5年の移行措置期間が終了し完全移行しました。

対象となっているのは、食器や調理器具、ペットボトルなどに使われる合成樹脂(プラスチックやエラストマー)です。ポジティブリスト制度

によって、食品添加物と同じように使っている合成樹脂が定められています。それにより、記載のない合成樹脂は食品を入れる容器などを作る際に使用できません。

現在、器具・容器包装のポジティブリスト制度の対象となっているのは合成樹脂のみです。含まないものには、ゴム、金属、紙、木といったものがあります。また、原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成された物質や、食品に直接触れない部分に使用された印刷のインクや接着剤などで、0.01mg/kg食品を超えて溶けださない・侵入しない物質も対象外です。

一方、内側を合成樹脂でコーティングしている紙容器や金属製品はポジティブリスト制度の対象となります。例を示すと、ジュースの紙パックやハンバーガーの包み紙、ふっ素加工したフライパンなどです。これらには、リストに記載がある樹脂を使用してコーティングしなければいけません。食品の調理器具や包材に使用してもいい合成

樹脂は決められていますが、それぞれ特性が異なるので、消費者として気を付けなければならないことがあります。それは注意事項をよく読むことと素材や電子レンジ可などの表示がなく材質が特定できないときにはその容器のまま加熱や冷凍をしないことです。

例えば、冷凍食品には、袋のまま加熱調理可能なのか、取り出して調理するのか記載があります。また、スーパーやコンビニのお惣菜やお弁当に使われている容器・蓋には、耐熱温度が高く、電子レンジでの温めに対応しているものとそうでないものがあります。スーパーやコンビニで購入したお惣菜やお弁当をあたためる時に、材質がわからない場合や温め時間の目安がないものは別の耐熱容器に移してから温めると良いでしょう。

安全のための決まりがあっても、使い方を間違えると安全が損なわれてしまう場合があります。使う側も表示など確認して気を付けましょう。

Q&A拡大版

時々、遠方に住んでいる子供に「わくわく便」を送るのですが、1箱には、どれくらいの商品が入りますか？写真で見れるようになれば嬉しいです。

「わくわく便」は、遠く離れて暮らされている組合員様のご家族に冷凍食品・常温食品をお届けできる仕組みとして2014年より運用を開始させていただいているサービスです。

現在、週当たり約100名の東北地区の組合員様にご利用いただいております。ご要望のようにご注文の都度、その荷姿について画像で見る事ができれば、送り主様としては、より安心してご利用いただけるものと存じます。

しかしながら、実現にあたっては様々な課題がございます。「コープあおもり」も加盟しているコープ東北は、現在約50万人の方に生協宅配をご利用いただいておりますが、その全ての組合員様の組合員コードと撮影画像を紐づける仕組みづくりが必要となります(いつ何時、東北6県の組合員様から「わくわく便」のご利用があり、かつ荷姿画像のご要望があるかわからないので、全ての組合員様に対応できる仕組みづくりが必要となります。)

また、現在ご注文いただいてから商品の手配や納品書出力などは全て自動化されておりますが、そこに物流センター作業員による撮影業務や画像データ保存先への格納業務といったアナログ業務が加わることになります。

以上のように大規模なシステム開発や物流センター職員の作業オペレーションの変更が必要となるため、現時点では、実現は難しいというのが実情です。

せっかくのご要望にお応えできず申し訳ございません。もっと簡易的にご要望にお応えできる方法が無いのか？今後の検討課題とさせていただきます。

なお、今後のご利用に向け、少しでも「わくわく便」の仕組みや荷姿をイメージしていただけるようにご説明をさせていただきます。

まず、「わくわく便」の箱サイズは、縦380ミリ×横270ミリ×高さ210ミリの「小」、縦380ミリ×270ミリ×285ミリの「中」、縦460ミリ×320ミリ×285ミリの「大」の3種類がございます。その時々のご注文量などに応じ、適切なサイズの箱を使用させていただいております。

また、お届けできる商品は、大きく分けて冷凍の食料品、常温の食料品・飲料などとなっており、品温帯毎に分けて箱詰めをさせていただきます。別紙にて3種類の箱および冷凍品、常温品

の荷姿画像についてまとめさせていただきました。今後のご利用イメージを掴んでいただける一助となれば幸いです。

コープ東北宅配商品本部



▲商品は、直接箱詰めされ、ヤマト運輸の通常便で出荷されます。



▲商品はビニール袋に包まれた状態で箱詰めされ、ヤマト運輸のクール便で出荷されます。